（指定申請書の添付書類）

第五十条の三十五　（略）

2　（略）

3　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～四　（略）

五　役員が法第百二十一条の六第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六～九　（略）

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正前	改正後
（指定申請書の添付書類） **第五十条の三十五**　（略） 2　（略） 3　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～四　（略） 五　役員が法第百二十一条の六第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面） 六～九　（略）	（指定申請書の添付書類） **第五十条の三十五**　（略） 2　（略） 3　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～四　（略） 五　役員が法第百二十一条の六第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面） 六～九　（略）
附　則 （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） **第三十五条**　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。 （略） 第三十四条の六十五 / 銀行法第五十二条の六十二第一項第四号イに規定する主務省令で定める者 第三十四条の六十五の二 / （略） （略） 2　（略）	**附　則** （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） **第三十五条**　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。 （略） （新設） 第三十四条の六十五 / （略） （略） 2　（略）
（農林中央金庫法施行規則の一部改正） **第四条**　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。	
（役員となることのできない者） **第十三条の二**　法第二十四条の四第三号（法第九十五条において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）